## (略) 第1条 第2条(略)

- (略) 工

## オ 高度先進医療料

改

正

前

インプラント義歯(支持連結装置1組・上部構 造材料1歯を含む。) 1顎あたり 414,500円 ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使 用数に応じて次の額を加算するものとする。

支持連結装置 1組(1歯根)につき 89,600

上部構造材料 1歯につき 64,100円 生体部分肺移植術(原発性肺高血圧症、特 発性間質性肺炎、気管支拡張症、肺リンパ脈 管筋腫症、閉塞性細気管支炎、間質性肺炎、 のう胞性肺繊維症又は肺のう胞症に係るもの に限る。)

両肺 1回につき 3,461,930円 片肺 1回につき 2,778,310円

(略) ヤ

先進医療

強度変調放射線治療(限局性の固形悪性腫 **瘍に係るものに限る。**)

一連につき 773,000円

(略) (後略)

改 (同 左) 第1条

第2条(同左)

-(同左) 工

先進医療料 オ

> インプラント義歯(支持連結装置1組・上部構 造材料1歯を含む。) 1顎あたり 414,500円 ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使 用数に応じて次の額を加算するものとする。

正

後

支持連結装置 1組(1歯根)につき 89,600

上部構造材料 1歯につき 64,100円

生体部分肺移植術(原発性肺高血圧症、特 発性間質性肺炎、気管支拡張症、肺リンパ脈 管筋腫症、閉塞性細気管支炎、間質性肺炎、 のう胞性肺繊維症又は肺のう胞症に係るもの に限る。)

両肺 1回につき 3,461,930円 片肺 1回につき 2,778,310円

強度変調放射線治療(限局性の固形悪性腫 瘍に係るものに限る。)

一連につき 773,000円

顎顔面補綴(腫瘍手術、外傷及び炎症その 他の原因により顔面領域に生じた広範囲の実 質欠損に係るものに限る。)

- <u> -級 手術を伴う治療 591,000円</u>
- <u>級 補綴治療(16回) 183,000円</u>

(同 左)

<u>ソ</u> (同 左)

附則

この規程は、平成18年12月15日から施行する。